

令和 8 年 3 月 1 7 日

家庭裁判所長 殿

最高裁判所事務総局家庭局長

家事関係機関及び少年関係機関との効果的な連携の在り方について（事務連絡）

「家事関係機関との連絡協議会」及び「少年関係機関との連絡協議会」については、令和 7 年 1 月 2 8 日付け当局第一課長、第二課長事務連絡のとおり、その在り方を見直し、来年度以降は、各協議会の開催に係る通知等の発出を取りやめるとともに、開催結果に関する報告についても求めないこととします。

今回の見直しは、各庁の協議会に関する事務の合理化や簡素化を企図したのもありますが、その本旨は、各庁が引き続き関係機関と連携を図るに当たり、必ずしも「協議会」という枠組みにとらわれることなく、課題の内容や地域の実情等に応じた適切な形式・方法により、関係機関との間で必要かつ十分に意見交換や連絡調整等を行うことができる機会を適時に設定していただきたいという点にあります。例えば、特定の関係機関との間において、率直に意見交換をすることのできる非公式の打合せの機会を設定するといった柔軟な取扱いも想定し得るところです。

なお、家事事件・少年事件いずれにおいても、その性質上、適正・迅速な裁判手続を実現し、その審理運営を社会の期待に応えるものとするために、関係機関との相互理解や連携を深めることが重要であることには変わりありません。各庁におかれては、関係機関との連携をより適切に図ることができるよう、その時々々の自庁の事件処理の運用に加え、立法動向を含む社会情勢に十分に注意を向け、また、関係機関側の動向についても把握に努めるなどし、話題事項の選定に限らず、意見交換等を行う関係機関の範囲、開催時期、方法（ウェブ会議を含む。）等を含めた

機密性 2

効果的な連携の在り方について、引き続き御検討いただきますようお願いいたします。

おって、管内の支部・出張所の関係職員（裁判官を含む。）に対しても、上記内容を周知していただきますようお願いいたします。